

CD・Eyes 利用約款

2022年4月1日改定

第1章 総則

第1条 (適用範囲)

1. 本約款は、当社が利用者に対して本商品の提供及び利用許諾をするにあたり、必要となる事項を定めるものです。利用契約は、本約款の定めにより、その内容が規律されるものとします。
2. 本約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、当社は、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約の申込みに応じることがあります。

第2条 (約款の変更)

1. 当社は、本約款を変更することができるものとします。本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び変更後の約款の効力発生時期を当社のウェブサイトで利用者が知り得る状態に置き又は利用者へ通知します。
2. 前項の規定により本約款を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず(変更後の約款の効力発生時期の前に成立した利用契約を含みます)、最新版の約款を適用するものとします。

第3条 (用語の定義)

本約款で使用する主な用語の定義は、次に掲げる通りとします。

- (1) 本約款
このCD・Eyes 利用約款をいい、別記及び料金表を含みます。
- (2) 利用契約
本商品の提供及び利用許諾に関する契約をいいます。
- (3) 当社
株式会社東京商工リサーチをいいます。
- (4) 利用者
当社との間で利用契約が成立している者をいいます。
- (5) 本商品
「CD・Eyes」又は「CD・Eyes50」と称する本データをコンピュータで参照できるようにするためのコンピュータプログラムをいい、当該コンピュータプログラム内にある本データを含みます。なお、「CD・Eyes」又は「CD・Eyes50」のうち利用契約の対象とするものは、利用契約において定めます。
- (6) 本データ
本商品により提供される当社の商品である企業に関する情報等をいい、文章、数値、図表その他一切の情報を含みます。
- (7) 印刷データ
本約款に基づいて印刷した本データ(宛名ラベルを含みます)をいいます。
- (8) 複製等
複製(ダウンロード、アップロードその他の方法による電磁的複製を含みます)、翻訳、翻案、転載その他これらに類する行為をいいます。

(9) 情報主体

本データに収録された者(法人又は個人等の別を問いません)をいいます。

(10) 当社のウェブサイト

<https://www.tsr-net.co.jp/>及びその下位のディレクトリ並びにその後継となる他のドメインのウェブサイトをいいます。

(11) 料金表

当社が本商品の提供及び利用許諾をすることの対価を定めた書面又は電磁的記録をいいます。

第2章 利用契約の成立等

第4条 (申込み)

利用契約の申込みは、当社所定の方法によるものとします。

第5条 (審査)

1. 当社は、利用契約の申込みがあった場合には、当該申込みを審査することができるものとします。なお、当社は、当該申込みをした者に対し、審査基準を開示する義務を負いません。
2. 当社は、審査の結果、利用契約の申込みを承諾しないことができるものとします。承諾しない場合は、その旨を、申込みをした者に対して通知しますが、理由を開示する義務を負いません。

第6条 (利用契約の成立)

利用契約は、次の各号のうちいずれか早い時に成立するものとします。

- (1) 利用契約の申込みをした者に対して当社が書面により承諾の意思表示をした時
- (2) 利用契約の申込みをした者に対して当社が本商品を提供した時

第3章 利用許諾

第7条 (利用許諾)

1. 当社は、利用者に対し、利用契約及び本約款の規定に基づき、本商品の利用を許諾します。
2. 前項の規定による本商品の利用許諾は非独占的なものであり、当社は、利用者の承諾を得ることなく、第三者に対しても本商品の利用を許諾することができるものとします。

第8条 (著作権等)

1. 本商品の著作権及びその他の知的財産権(以下「著作権等」といい、この用語には著作権等の対象にならないデータ等の利用を許諾した者を含みます)は、当社又は当社に対して著作権等の利用又は実施を許諾した者(以下「原権利者」といいます)に帰属します。
2. 利用契約は、当社が利用者に対し、利用契約及び本約款に基づく本商品を利用する権利の範囲を超えて本商品の著作権等を譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分するものではありません。

3. 利用者は、当社に対し、本商品を利用するために利用者が使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等が、本商品の利用に際して、第三者の著作権等を侵害しないことを保証するものとします。

第9条 (本商品の提供)

1. 本商品の提供手段、提供時期等は、利用契約で定めます。なお、利用契約に定めがない事項については、当社が決定することができるものとします。
2. 本商品の提供は、引渡しをもって完了とします。

第10条 (利用期間)

1. 利用者は、本商品を、利用契約で定められた利用開始日(ただし、利用開始日が定められていない場合は、本商品の提供日)から起算して1年間(以下、この期間を「利用期間」といいます)利用することができるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、利用者は、印刷データを、期間の定めなく利用することができるものとします。ただし、当社が利用者に対して印刷データを利用する権利の存続を保証する期間は、利用期間内とし、その後、印刷データを利用することができなくなっても、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
3. 前二項の規定は、利用期間の内外にかかわらず、当社による利用契約又は本約款の規定に基づく利用契約の解除又は解約等を制限するものではありません。ただし、当社が利用期間内に利用契約の解除又は解約等をする場合で第17条第2項に該当するときは、同条の規定に基づき利用料金の返金等を行います。
4. 利用者は、利用契約が解除又は解約等となった場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず本商品を利用することができません。

第11条 (利用期間満了時の措置)

1. 利用者は、利用期間の末日が満了した場合には、直ちに本商品(印刷データは除きます)の利用を中止し、利用期間が終了した日から起算して10日以内に(以下、この期間を「消去廃棄期間」といいます)、次に掲げる措置を講じるものとします。
 - (1) 利用者のコンピュータから本商品をアンインストールすること。
 - (2) 当社から提供された本商品のCD-ROMを当社に返却すること。
2. 前項で規定するほか、利用者は、当社から提供された本商品に関わる説明書等の資料がある場合には、消去廃棄期間内に消去又は廃棄するものとします。
3. 利用者は、当社から求められた場合には、当社に対し、前二項で規定するアンインストール、消去及び廃棄が適正に行われたことを証明する書面(以下「消去廃棄証明書」といいます)を、遅滞なく提出するものとします。なお、消去廃棄証明書が提出されない場合には、当社は、前二項で規定するアンインストール、消去及び廃棄が行われていないとみなすことができるものとします。
4. アンインストール、消去及び廃棄並びに消去廃棄証明書の発行に必要な費用は、利用者の負担とします。

第12条 (ソフトウェアライセンス規定の適用)

本商品の利用条件は、本則(本約款の別記及び料金表を除いた部分)をいいます。以下同じ)及び料金表のほか、別記「ソフトウェアライセンス規定」の定めによるものとします。なお、別記「ソフトウェアライセンス規定」における

「本ソフトウェア」とは、本商品をいいます。

第13条 (CD・Eyes データライセンス規定の適用)

本データの利用条件は、本則及び料金表のほか、別記「CD・Eyes データライセンス規定」の定めによるものとします。

第4章 利用料金等

第14条 (利用料金等)

1. 利用者は、当社に対し、本商品の提供及び利用許諾を受けることの対価(以下「利用料金」といいます)として、料金表に記載又は記録された金額を支払うものとします。
2. 利用料金には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます)を含みません。利用者は、当社に対し、利用料金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。
3. 当社は、料金表を、当社のウェブサイトで利用者(本商品を利用しようとする者)を含みます。以下、本条において同じ)が知り得る状態に置き又は利用者から請求があった場合に遅滞なく交付又は提供(ただし、既に交付又は提供済みであるときは除きます)します。

第15条 (支払方法等)

1. 利用料金の支払方法は、当社が別途指定する銀行口座への振込みとします。なお、振込手数料は、利用者が負担するものとします。
2. 当社は、利用者に対し、本商品の提供後速やかに、請求書を発行することにより利用料金を請求します。
3. 利用料金の支払期限は、請求書受領日の翌月末日とします。ただし、支払期限の日が銀行の休業日に当たる場合は、その直前の営業日までに支払うものとします。

第16条 (利用相当損害金)

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該利用者に対し、利用相当損害金(本データを正当な権利なく利用したことに対する割増利用料金の性質を有する金銭をいいます。以下同じ)を請求することができるものとします。
 - (1) 第11条第1項(第25条の規定により準用される場合を含みます)で規定する消去廃棄期間を超えて本データの全部又は一部を保有しているとき(利用の有無は問いません)又は消去廃棄期間内に本データを利用したとき。
 - (2) 本データの全部又は一部を第三者に開示等したとき又は第三者が利用可能な状態に置いたとき。
2. 利用相当損害金の額は、次に掲げる通りとします。なお、当社が利用料金の割引に応じている場合(本商品の試用等のために無料で提供した場合を含み、これに限りません)は、割引後の利用料金を利用相当損害金の算出の基礎とせず、料金表を用います。
 - (1) 前項第1号の利用相当損害金は、次の計算式により算出します。なお、計算結果に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下第一位を四捨五入します。
<計算式>
[利用相当損害金] = [本商品の利用料金] × 2 × [本データを利用する権利を喪失した日からアンインストール、消去及び廃棄日までの日数/365]
 - (2) 前項第2号の利用相当損害金は、次の①と②を合算した額とします。
 - ① 第三者が特定できる場合は、その第三者1名につ

き本商品の利用料金に相当する額。なお、利用者が本データを利用する権利を喪失した後も、その第三者が本データを保有しているときは（利用の有無は問いません）、保有している第三者1名ごとに前号の規定により計算した額を加算します。

② 上記①により特定された第三者のほか（特定された第三者が存在しない場合を含みます）、本データの全部又は一部の開示等を受けた第三者がいる可能性がある場合又は第三者が利用可能な状態に置いた場合（例えば、本データを公開した場合や送信可能化した場合など）は、上記①により算出された額に加えて、本商品の利用料金の3倍に相当する額。

3. 利用相当損害金には消費税等を含みません。利用者は、当社に対し、利用相当損害金に消費税等相当額を加算して支払うものとします。
4. 利用者は、当社から利用相当損害金を請求された場合には、当社の指示に従って、これを支払わなければなりません。
5. 第1項各号に該当する行為は利用契約及び本約款に違反するものであり、前各項の規定は、当該違反行為により当社に生じた損害のうち、当社が利用相当損害金として支払いを受けた額を超える部分について、利用者の責任を免れさせるものではありません。当社は、利用者が第1項各号のいずれかに該当したことにより損害が生じた場合において、その損害の額が利用相当損害金として支払いを受けた額を超えるときは、利用者に対し、当該超過額の損害賠償請求をすることができるものとします。

第17条（利用料金の返金等）

1. 当社は、理由の如何にかかわらず、利用者に対し、利用料金の全部若しくは一部の返金又は支払の免除をしません（利用契約の成立後、本商品の提供の前後を問わず、利用者の都合で解約する場合を含み、これに限りません）。
2. 前項の規定にかかわらず、利用期間内に次の各号のいずれかに該当したときは、本商品の利用料金を365で除して得た額を1日あたりの利用料金として、利用期間のうち利用者が本商品を利用することができなかった日数に相当する利用料金につき、既に受領している利用料金を返金し、又は未受領の利用料金の支払いを求めないものとします。
 - (1) 第23条の規定により当社の都合で利用契約を解約したとき。
 - (2) 当社の責に帰すべき事由により利用者が法律の規定に基づき利用契約を解除したとき。
 - (3) 不可抗力（第30条第1項に掲げるものをいいます）により当社が利用契約を解約したとき。

第5章 メンテナンス版の提供

第18条（メンテナンス版の提供）

1. 当社は、利用期間の途中において、利用者に対し、本商品のメンテナンス版（本データを更新した本商品の新版をいいます）を提供することがあります。
2. 利用者は、本商品のメンテナンス版が提供された場合には、当社に対し、速やかに旧版を返却するものとします。

第6章 事件・事故への対応等

第19条（本商品の利用停止等）

1. 当社は、利用者による本商品の利用が利用契約又は本約款に違反している疑いがある場合には、その疑義を利用者に

示した上で、当該疑義が解消されるまでの間、利用者に対する本商品の提供又は利用者による本商品の利用を停止することができるものとします。

2. 当社は、情報主体からの要請等により必要がある場合には、利用者に対し、本商品の交換又は印刷データの廃棄を求めることができるものとします。この場合、利用者は、直ちに本商品の交換又は印刷データの廃棄をしなければなりません。
3. 当社は、前二項の規定により利用者に対する本商品の提供の停止、本商品の利用の停止若しくは本商品の交換又は印刷データの廃棄を求めたことで利用者には損害が生じて、利用者に対し、一切の責任を負いません。

第20条（法令の定めに基づき開示を命じられた場合）

利用者は、本商品の全部又は一部について、公的機関から法令の定めに基づき開示を命じられた場合には、その旨を直ちに当社に連絡のうえ、当社の指示に従うものとし、その指示に異議を述べないものとします。

第21条（権利侵害への対応等）

1. 利用者は、次に掲げる場合には、当社に対し、その旨を直ちに連絡するものとします。
 - (1) 本商品の利用に関して利用契約又は本約款に違反していることが判明した場合
 - (2) 第三者が本商品に関わる著作権等を侵害する行為又はそのおそれのある行為をしていることを発見した場合
 - (3) 第三者から本商品に関して著作権等の侵害等の主張がされた場合
2. 利用者は、前項各号のいずれかに該当した場合には、次に掲げる対応をしなければなりません。
 - (1) 前項第1号に該当した場合は、当社の損害を最小限にとどめるために必要となる措置を、自己の責任と負担により講ずること。また、当社の指示があるときには、それに従うこと。
 - (2) 前項第2号に該当した場合は、その第三者に対する当社の権利行使に可能な限りの協力をする。
 - (3) 前項第3号に該当した場合は、当社に対する情報提供など当該紛争の解決に必要な最大限の協力をする。

第7章 解約、契約解除等

第22条（利用者による解約）

利用者は、当社に対し、書面をもって通知することにより、自己の都合で利用契約を解約することができるものとします。

第23条（当社による解約）

1. 当社は、利用者に対し、書面をもって通知することにより、自己の都合で利用契約を解約することができるものとします。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解約したことで利用者には損害が生じて、利用者に対し、一切の責任を負いません。ただし、第17条第2項の規定に基づく利用料金の返金等は除きます。

第24条（利用契約の解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、事前の通知又は催告をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 支払の停止（1回のみの手形又は小切手の不渡りを含みます）があったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立て又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (3) 支払猶予の申出（利用契約及び本約款に基づく支払に限りません）、その他支払が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (4) 監督官庁から営業停止処分、営業許可の取消処分等を受けたとき。
 - (5) 事業を停止し、相当な期間内の再開が見込めないとき。
 - (6) 合併によらないで解散の決議をしたとき。
 - (7) 申込書又はこれに代わる電磁的記録等の記載又は記録事項に虚偽の記載又は記録がされていたとき。
 - (8) 利用契約若しくは本約款に違反したとき又はそのおそれがあるときで相当な期間を設けて改善を求めても是正されないとき若しくは是正される見込みがないとき。
 - (9) 当社若しくは当社の関係者の名誉、信用を失墜させたとき又は当社若しくは当社の関係者に重大な損害若しくは危害を及ぼしたとき。
 - (10) その他前各号に類するような利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき。
2. 当社は、前項の規定により利用契約を解除したことで利用者に損害が生じて、利用者に対し、その損害賠償責任を負いません。
 3. 前二項の規定は、当社から利用者に対する当該契約解除に起因した損害賠償請求を制限するものではありません。

第25条（利用契約終了時の措置）

第11条の規定は、利用契約が契約解除、解約等により終了した場合に準用します。なお、利用契約が契約解除、解約等により終了した場合は、印刷データも廃棄の対象に含めるものとします。

第8章 損害賠償請求等

第26条（損害賠償）

当社は、利用者が利用契約又は本約款に違反したことにより損害を被った場合には、利用者に対し、その損害賠償請求をすることができるものとします。

第27条（違約金）

1. 当社は、利用者が本データの全部又は一部を紛失し、又は盗難に遭ったことにより当社に損害が生じた場合には、利用者に対し、違約金を請求することができるものとします。
2. 違約金の額は、本商品の利用料金に相当する額とします。なお、当社が利用料金の割引に応じている場合（本商品の試用等のために無料で提供した場合を含み、これに限りません）は、割引後の利用料金を違約金の算出の基礎とせず、料金表を用います。
3. 利用者は、第1項の規定に該当したことにより当社から違約金を請求された場合には、当社の指示に従って、これを支払わなければなりません。
4. 前各項の規定は、利用者が本データの全部若しくは一部を紛失し、又は盗難に遭ったことにより当社に生じた損害のうち、当社が違約金として支払いを受けた額を超える部分について、利用者の責任を免れさせるものではありません。当社は、利用者が本データの全部若しくは一部を紛失し、又は盗難に遭ったことにより損害が生じた場合において、

その損害の額が違約金として支払いを受けた額を超えるときは、利用者に対し、当該超過額の損害賠償請求をすることができるものとします。

第28条（遅延損害金）

当社は、利用契約及び本約款に基づく利用者の当社に対する金銭の支払いが所定の期限よりも遅延した場合には、利用者に対し、日歩4銭の遅延損害金を請求することができるものとします。

第29条（免責）

1. 当社は、本商品の利用により利用者又は第三者に損害が生じた場合でも、利用者に対し、損害賠償責任、契約不適合責任その他一切の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失に起因するときは除きます。
2. 当社は、前項ただし書きの規定による責任を、利用者が当社に対し、利用期間内に損害等が発生したことを通知した場合に限り負うものとします。また、当社が負担する損害賠償額の上限は、債務不履行、不法行為その他請求原因及び請求個数にかかわらず、本商品の利用料金に相当する額とします。
3. 原権利者は、利用者に対し、本商品に関する一切の責任を負いません。

第9章 一般条項

第30条（不可抗力）

1. 当社は、本商品の提供前に、天災地変、火災、爆発、停電、通信網の遮断、輸送機関の事故、戦争、内乱、騒乱、暴動、労働争議、核燃料物質による事故、感染症のまん延、公権力による処分・命令、法令の制定・改廃その他の不可抗力（以下「不可抗力」といいます）が生じた場合には、提供又は利用条件の変更、利用契約の解約その他必要な措置を講じることができるものとし、これにより利用者に損害が生じて、利用者に対し、一切の責任を負いません。ただし、第17条第2項の規定に基づく利用料金の返金等を除きます。
2. 利用者は、本商品の提供後に行われる法令の制定・改廃等に伴い、当社が本商品の利用許諾に関して適法性を確保するための措置を講じる必要がある場合には、当該措置に従うものとし、これにより利用者に損害が生じて、当社は、利用者に対し、一切の責任を負いません。
3. 本商品の提供後に生じる不可抗力によって利用者が本商品を利用することができなくなった場合には、その危険負担は利用者が負うものとします。

第31条（期限の利益の喪失）

利用者は、第24条第1項各号のいずれかに該当した場合には、利用契約が解除されるか否かにかかわらず、当社に対する全ての金銭債務について期限の利益を喪失し、直ちに支払わなければならないものとします。

第32条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自己又はその役員、顧問・相談役・執行役員等の役員に類する者若しくは経営を実質的に支配する者（以下「役員等」といいます）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに類する者（以下「反社会的勢力」といいます）でないことを、当社に対して表明し、

- 確約するものとします。
2. 利用者は、自己又はその役員等が反社会的勢力を利用したり資金を提供又は便宜を供与したりするなど、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係又はその他の密接な関係を有しないことを、当社に対して表明し、確約するものとします。
 3. 利用者は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしないことを、当社に対して確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 虚偽の風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に類する行為
 4. 利用者は、自己の使用人及び取引先が反社会的勢力でないことを確認するように努めるものとし、万が一、反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに契約解除等の適切な措置を講じることを、当社に対して確約するものとします。

第33条（権利義務の譲渡）

1. 利用者は、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を、当社の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供するなど処分してはならないものとします。
2. 当社は、利用契約に関わる事業を譲渡する場合には、利用

者に通知することにより、利用契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受会社に譲渡することができるものとし、利用者は、これを異議なく承諾するものとします。

第34条（余効）

本約款の各条項で個別に当該条項が利用契約の終了後も有効に存続すると規定している場合のほか、その他の各条項の性質上、利用契約の終了後においても当然に効力を有すると解すべきもの（例えば、第16条（利用相当損害金）、第26条（損害賠償）、第29条（免責）などをいい、これらに限りません）は、利用契約の終了後においても引き続き有効に存続するものとします。

第35条（準拠法）

利用契約及び本約款は、日本国法を準拠法とし、日本国法に従って解釈されるものとします。

第36条（合意管轄）

利用契約及び本約款と関連して当社と利用者の間で紛争（裁判所の調停手続を含みます）が生じた場合には、利用者が第4条で規定する利用契約の申込みをした当社の本社、支社又は支店の所在地を管轄する高等裁判所所在地の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

(別記)

ver.1.0

ソフトウェアライセンス規定

第1条（本ソフトウェアを利用することができる者の範囲）

1. 本ソフトウェアを利用することができる者の範囲は、次に掲げる通りとします。
 - (1) 利用者が法人の場合
利用者自身（法人格を基準にした1法人）に限り利用することができます。
 - (2) 利用者が法人格のない団体の場合
法人の場合に準じるものとします。
 - (3) 利用者が個人の場合
利用者本人に限り利用することができます。
2. 利用者が法人又は団体の場合は、利用者の役員及び職員のうち必要最小限の者に限り、利用者のために本ソフトウェアを取扱わせることができます。ただし、利用者は、役員又は職員の行為であることを理由として、当社に対する責任を免れることはできないものとします。

第2条（性質及び非保証）

本ソフトウェアは、当社が利用者に対し、現状有姿の内容及び機能で提供するものであり、次に掲げる事項を含む本ソフトウェアの仕様及び性能に関して、当社が利用者には保証するものではありません。

- (1) バグ、中断又はエラーなく安定的に利用できること。
- (2) 一定のサービスレベル及びパフォーマンスを有すること。
- (3) 利用者のハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク

その他の設備機器等に悪影響を生じさせないこと。

第3条（導入作業）

利用者は、本ソフトウェアを利用することができるようにするための導入作業を、自己の責任と負担により行うものとします。

第4条（ID及びパスワードの使用及び管理）

1. 利用者は、本ソフトウェアを利用するためのID及びパスワードがある場合には、その使用及び管理に一切の責任を負うものとします。
2. 利用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにパスワードを変更するものとします。
 - (1) 当社から仮パスワードが発行されたとき。
 - (2) 当社から求められたとき。
3. 利用者は、ID又はパスワードの失念、紛失又は流出等（以下「紛失等」といいます）をした場合には、直ちに当社に申し出をし、当社の指示に従うものとします。
4. 当社は、利用者に対して発行したIDによりなされた行為（紛失等の最中になされた行為を含みます）については、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、利用者によりなされたものとみなします。

第5条（インストール）

利用者は、本ソフトウェアを、1台のコンピュータに限り

インストールすることができます。ただし、コピーガードが施されている本ソフトウェアは、ローディングしての利用に限るものとします。

第6条 (コンピュータネットワークでの利用の制限)

本ソフトウェアのコンピュータネットワークでの利用は、当社が利用者に対し、利用契約において特に許諾した場合に限るものとします。

第7条 (禁止事項)

利用者は、本ソフトウェアを利用するにあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 第三者に利用させること。
- (2) 日本国外で利用すること。また、日本国内にある本ソフトウェアに日本国外からアクセスすること。
- (3) 第1条第2項の規定にかかわらず、当社からIDを使用する者として利用者の特定の部署等又は役員若しくは職員が指定されている場合において、当社から指定された以外の部署等又は役員若しくは職員に当該IDを使用させること。
- (4) 逆コンパイル、逆アセンブルしたりその他の方法でソースコードの解説を試みたりするなどリバースエンジニアリングすること。
- (5) コピーガードを解除又は回避すること。
- (6) 当社から許諾された範囲を超えて、変更、修正、複製、翻訳、翻案その他これらに類する行為をすること。
- (7) 前条の規定による許諾がある場合を除き、コンピュータネットワークを通じて複数のコンピュータで利用すること。
- (8) 利用者の事業外の目的で利用すること。また、事業の目的での利用でも第三者から受託した業務のために利用すること。
- (9) 法令に違反する目的、公序良俗に反する目的又は第三者の権利を不当に侵害する目的で利用すること。
- (10) 前各号で規定するほか、本ソフトウェアの利用により当社の営業行為に悪影響を与え又は損害を生じさせること。

第8条 (安全管理措置)

利用者は、本ソフトウェアの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の本ソフトウェアの安全管理のために必要かつ適切な措置を自己の責任と負担により講じなければなりません。

第9条 (必要な設備機器等)

1. 利用者は、本ソフトウェアを利用するために必要な当社が求める基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、その他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
2. 利用者は、本ソフトウェアを利用するにあたり必要なコンピュータセキュリティ対策（コンピュータウィルス対策及び不正アクセス対策を含みますが、これらに限りません）を、自己の責任と負担により行うものとします。
3. 利用者は、本ソフトウェアを利用するために必要なソフトウェアのインストール作業及び設定作業その他これらに類する一切の作業を、自己の責任と負担により行うものとします。

第10条 (作業等の委託)

利用者は、本ソフトウェアを利用するために必要となる作業を第三者に委託する場合には、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。

第11条 (本ソフトウェアの内容の変更)

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、いつでも本ソフトウェアの内容の変更（アップデート、アップグレード等を行い、これらに限りません）をすることができるものとします。
2. 利用者は、本ソフトウェアの内容が変更されたことにより利用者が使用する設備機器等を変更する必要がある場合には、その対応を自己の責任と負担で行うものとします。
3. 当社は、本ソフトウェアの内容が変更されたことにより利用者に損害が生じても、利用者に対し、一切の責任を負いません。

以上

(別記)

CD・Eyes データライセンス規定

第1条 (本データを利用することができる者の範囲)

1. 本データを利用することができる者の範囲は、次に掲げる通りとします。
 - (1) 利用者が法人の場合
利用者自身（法人格を基準にした1法人）に限り利用することができます。
 - (2) 利用者が法人格のない団体の場合
法人の場合に準じるものとします。
 - (3) 利用者が個人の場合
利用者本人に限り利用することができます。
2. 利用者が法人又は団体の場合は、利用者の役員及び職員のうち必要最小限の者に限り、利用者のために本データを取扱わせることができます。ただし、利用者は、役員又は職員の行為であることを理由として、当社に対する責任を免れることはできないものとします。

第2条 (性質及び非保証)

本データは、当社のデータベース（当社が許諾を受けて利用する第三者のデータベースを含みます）を構成する情報を現状有姿のまま提供するものであり、当社は、利用者に対し、本データに関して、正確性、完全性、最新性、有用性、適時性、安全性、利用者の特定目的との適合性を有することなど何らかの保証をするものではありません。

第3条 (複製等の制限)

1. 利用者は、次に掲げる範囲内で、本データの複製をすることができます。
 - (1) 本ソフトウェアを所定の方法でローディングすることにより本データをコンピュータディスプレイに表示させること。
 - (2) コンピュータディスプレイに表示される本データをプリンタで印刷すること。

- (3) 本ソフトウェアの「宛名ラベル印刷機能」を用いて作成した宛名ラベルをプリンタで印刷すること。
2. 本データを複製したものの利用条件は、原本である本データと同一とし、利用者は、原本において禁止又は制限されている行為を、複製においてもしてはなりません。
3. 利用者は、本データの複製に関して、本データを利用する権利の範囲を超えて、一切の権利主張をしてはなりません。また、利用者の役員及び職員に対し、一切の権利主張をさせてはなりません。
4. 前項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

第4条（宛先情報としての利用）

1. 利用者は、本ソフトウェアの「宛名ラベル印刷機能」を用いて宛名ラベルを作成・印刷し、当該宛名ラベルに表示された本データを送付物の宛先情報として利用することができます。
2. 前項の規定により本データを送付物の宛先情報として利用する場合に限り、次条第1項第1号及び第2号の規定は適用しません。
3. 本約款の他の条項にかかわらず、当社は、利用者の送付物の宛先情報として記載された本データが、発送後、送付先である第三者によって任意に処分されることを了承します。

第5条（禁止事項）

1. 利用者は、本データを利用するにあたり、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 第三者に開示若しくは提供（以下「開示等」といいます）又は漏えいすること。なお、次に掲げる事例は、禁止される行為に含まれますが、これらに限りません。
 - ① 情報主体に開示等すること。
 - ② 訴訟や許認可申請等の法的手続で用いること。
 - ③ 株式上場手続、適時開示情報、有価証券報告書等で用いること。
 - ④ 親会社、子会社その他の関連会社に開示等すること。
 - (2) 本データの内容を口頭で他人に告げるなど間接的に開示又は漏えいすること。
 - (3) 本データが当社から提供されたという事実を第三者（前条で規定する宛先情報の情報主体を含み、これに限りません）に開示又は漏えいすること。
 - (4) 第3条の規定により許諾された範囲を超えて本データの複製等を行うこと。
 - (5) 利用者の事業外の目的で利用すること。また、事業の目的での利用でも第三者から受託した業務のため（例えば、第三者から受託したテレコール業務の架電先リストとして利用するなど）に利用すること。
 - (6) 第三者に開示等する文書、資料又は他のデータベース等のため（例えば、正確性を確保するための補強資料として照合するなど）に利用すること。
 - (7) 日本国外に持ち出すこと。また、日本国内にある本データに電気通信回線等を用いて日本国外からアクセスすること。
 - (8) 法令に違反する目的、公序良俗に反する目的又は第三者の権利を不当に侵害する目的で利用すること。
 - (9) 前各号で規定するほか、利用者が本データを利用することにより当社の営業行為に悪影響を与え又は損害を

生じさせること。

2. 前項の規定は、利用契約の終了後においても有効に存続するものとします。

第6条（TSR 企業コードの利用）

1. 利用者は、TSR 企業コードを、前条で規定する禁止事項に加えて法人を特定する目的以外で利用してはなりません。
2. TSR 企業コードは、本データに含まれるもので財産的価値を有する情報であり、利用者は、本データを利用する権利の範囲を超えて、これを利用してはなりません。

第7条（安全管理措置）

利用者は、本データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の本データの安全管理のために必要かつ適切な措置を自己の責任と負担により講じなければなりません。

第8条（個人情報の保護）

1. 利用者は、本データに含まれる個人情報を取扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます）を遵守しなければなりません。なお、利用者が個人情報保護法第2条第5項で定義される個人情報取扱事業者に該当しない場合でも、個人情報取扱事業者準じて個人情報保護法で定める個人情報の取扱いをしなければなりません。
2. 利用者は、法令の定めを根拠として、本データに含まれる個人情報により識別される特定の個人から、当該個人情報の開示請求若しくは当該個人情報の提供元の開示請求又はその他の権利主張を受けた場合には、その旨を直ちに当社に連絡のうえ、当社の指示に従うものとし、その指示に異議を述べないものとします。

第9条（必要な設備機器等）

1. 利用者は、本データを利用するために必要な当社が求める基準を満たすハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他一切の設備機器等を、自己の責任と負担により用意するものとします。
2. 利用者は、本データを利用するにあたり必要なコンピュータウイルス対策、不正アクセス対策その他一切のコンピュータセキュリティ対策を、自己の責任と負担により行うものとします。
3. 利用者は、本データを利用するために必要なソフトウェアのインストール作業、設定作業その他これらに類する一切の作業を、自己の責任と負担により行うものとします。

第10条（作業等の委託）

利用者は、本データの複製等、保管又はその他の作業等を第三者に委託する場合には、事前に当社の書面による承諾を得なければなりません。

第11条（消去・廃棄）

1. 利用者は、印刷データを利用する必要がなくなった場合には、これを廃棄しなければなりません。
2. 利用者は、印刷データを廃棄する場合には、自己の責任と負担により、これを細断、溶解又は自家焼却など再利用できない状態にして排出しなければなりません。

以上

<以下余白>